

特定非営利活動法人シティーウィンズ久留米市民吹奏楽団 旅費規程

(総則)

第一条、この細則(旅費規程)は、特定非営利活動法人シティーウィンズ久留米市民吹奏楽団(以下当団という)の社員及び一般団員が、団務で出張する際の交通費等に対し、当団が支払う旅費について規定する。

(支払対象)

第二条、社員或いは一般団員が、以下のいずれかに該当する場合、旅費を支払う。

1. 理事が指定した会合等に出席する場合。
2. 少人数(全団員数の五分の一以下程度の人数)で、且つ当団が行う特定非営利活動に出張する場合。
3. 当団が認める(当団事務局組織図に明記された)演奏ユニットとして出張する場合。
4. 理事が指定した楽器運搬車両、若しくは理事が指定した人員輸送用の車両を運転した場合。
5. その他、理事会が旅費の支払いを必要と認めた場合。

(支払額)

第三条、社員或いは一般団員が、前条のいずれかに該当する場合、当団は以下の額の旅費を支払い、之を以って費用弁償とする。

1. 出張先が久留米市内の場合は、一律600円。
2. 出張先が久留米市外の場合は、当該区間(JR久留米駅～出張先に最も近いJRの駅)のJR往復運賃に充当する額。
3. 出張先が(福岡県の)隣接県以外の都道府県の場合、必要に応じ当該区間の急行料金 または特急料金を加算する。
4. 理事の承認を得て宿泊した場合は1泊8000円を加算する。
5. 前条4項の車両が理事の承認を得て有料道路を使用した場合は、当該区間の通行料金を加算する。
加えて第1項の料金を燃料代として加算する。
6. 以上の他、海外出張や特別な出張などについては、その都度理事会を以て、別途その額を決定する。

(支払)

第四条、旅費の支払いは、本人の請求を以て、速やかに現金で支払う。

また旅費を受領した社員或いは一般団員は、当団の規程する書類に受け取りのサイン(自署)または押印しなければならない。その際、当該旅費に係る領収書が有る場合はを添付することとする。

但し、公共交通機関などを利用した場合などで、領収書の取得が困難な場合を除く。

(施行期日)

附則1 この細則は2005年3月1日より施行する。

附則2 この細則は2006年3月1日一部改訂し施行する。